

Ⅲ パネルディスカッション「今後の労働委員会の展望」概要

出席者 藤田 耕三（東京都労委公益委員）（司会）
菅野 和夫（中労委公益委員）
佐藤 公一（北海道労委労働者委員）
杉山 幸一（中労委使用者委員）
毛塚 勝利（日本労働法学会・中央大学教授）
宮里 邦雄（日本労働弁護団・弁護士）
中山 慈夫（経営法曹会議・弁護士）

1 労働委員会の現状の評価及び改革を図るべき事項

（菅野）

現行法の下で労働委員会に与えられている権限、任務が果たされているのかどうか見てみると、労働争議の調整や個別労使紛争の処理については、簡易・迅速に、しかも三者構成の特色を生かしてその機能を果たしているといえる。しかし不当労働行為の審査については、簡易・迅速とはほど遠い。中労委については、J R 事件でパンクしたこと、調整的機能、和解的機能が重視されて、和解中心の運営が極まり、和解に審査が従属するような形になったこと、さらに行政訴訟において命令取消率が高くなったことが、問題とされた。

2005年1月から改正労働組合法が施行されて今日で一年弱だが、こと中労委に関していえば会長、委員、事務局職員が一丸となり、めざましい変化が起こっている。公益委員会議が3部会制になり、それぞれの部会が毎回1件は命令をあげている。事務局もこれによく対応している。その他全体の審査の目標期間を設定し、この中で長期滞留事件を3年以内に半減させるという目標を立てて努力をしている。改正労働組合法施行後のこの3年間で重要であると認識しており、ここで所期の目標を達成できなければ、労働委員会としての次の展望が開けないと思われる。

（佐藤）

労働組合法改正の影響は、当事者の旅費等の費用弁償がなくなったのが大きい。また、審査計画の策定など、調査段階で周到な立証計画を作成することになったため、弁護士を代理人にするケースが増えている。これらが特に中小規模の労働組合にとって大きい負担となり、さらに再審査は東京で行うことから、不本意ながら和解せざるを得ない場合もある。せめて、再審査は中労委の地方事務所の所在地で行われることを希望する。

労働委員会の改善すべき点については、各労働委員会の事件数にあまりに差がありすぎることに懸念を抱いている。事件数の多い県の事件処理が長期化、事件数の少ない県は制度の形骸化を招くのではないか。全ての労働委員会がこの二つのパターンになったときに本当の危機だと思っている。

（杉山）

今回の改正労働組合法関係で一番大きいのは中労委での審査で3部会制をとったことである。一部公益委員の常勤化、事務局職員の増員や研修なども相まって力を発揮している。

ただ、今回の労働組合法の改正は、事件数の多い労働委員会について、いかに審査を迅速・的確に行うかという観点から行われたものだ。事件数の少ない都道府県労働委員会をどうするか、対策が何もとられていない。例えば複数の都道府県にまたがって労働委員会をブロック化する方法がありえる。また、全体としての事件数の減少については、事務局の調整や審査のラインの垣